

# 住居表示に枝番号を 付けることができます

問い合わせ先  
市民保険課市民班  
☎53-3126

## 土佐山田町の住居表示実施区域にお住まいの皆さんへ

7月1日から同じ住居番号(住所)の建物に枝番号を付けることができますようになります。対象となるのは住居表示実施区域(百石町、東本町、旭町、宮前町、秦山町、西本町、宝町、栄町)の戸建ての建物で、袋小路等により同番号となっている建物です。7月1日以前から居住している方は、申請により枝番号が付番できます。7月1日以降に対象とな

る建物を新築または改築する場合は、枝番号が付番された住居表示となります。

枝番号の付番にはルールがあるため、付番しても同じ枝番号になる場合があります。出入口が街区の境界となる道に接している住居番号については、枝番号を付けることはできません。詳しくはお問い合わせください。

### 申請できる方

対象となる建物の所有者または居住者

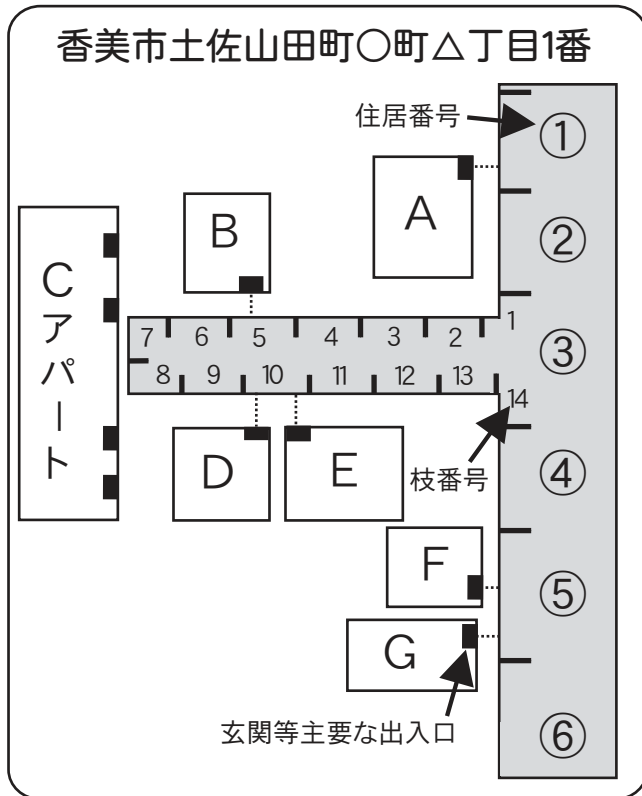
※賃貸物件の場合、所有者が手続きするときは居住者の、居住者が手続きするときは所有者の承諾書が必要です。

### 申請方法

『住居番号設定(変更・廃止)申請書』を市民保険課市民班へ提出してください。

※申請があってから職員が現地へ測量にうかがいますので、付番には1週間程かかります。

### 枝番号設定例



※上図は一例ですのでこの例に当てはまらない場合やご不明な点はお問い合わせください。

### 枝番号付番後の手続き

◆住民票の住所変更

※国民健康保険や児童手当など市役所内で手続きが必要な場合があります。

◆市役所以外での各種住所変更

(例)勤務先、金融機関、保険会社、郵便局への届け出等

※住所変更の届け出が必要なものがあれば、それぞれ所定の手続きを行ってください。また、住所変更にもとない生ずる費用は、自己負担となります。

建物	現在の住居表示
A	〇町△丁目1番1号 (街区符号)(住居番号)
B	〇町△丁目1番3号
Cアパート	〇町△丁目1番3号Cアパート
D	〇町△丁目1番3号
E	〇町△丁目1番3号
F	〇町△丁目1番5号
G	〇町△丁目1番5号



建物	枝番号の付番後の住居表示
A	出入口が袋小路に面していないため対象外
B	〇町△丁目1番3-5号
Cアパート	集合住宅のため対象外
D	〇町△丁目1番3-10号
E	〇町△丁目1番3-10号
F	出入口が袋小路に面していないため対象外
G	出入口が袋小路に面していないため対象外

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## 平成31年度の保険料率

均等割 54,394円 (平成30年度から据え置き)

所得割 11.42% (平成30年度から据え置き)

■問い合わせ先  
市民保険課保険班  
☎53-3115

※後期高齢者医療制度の保険料は、全員に等しく負担していただく『被保険者均等割額』と所得に応じて負担していただく『所得割額』を合計して被保険者個人ごとに算出します。

## 保険料率とは別に、平成31年度の保険料では 次のように変更されます

医療保険料が『9割軽減』となっていた方は、『8割軽減』に変わります

納付額の年額は、5,400円から10,800円になります。保険料を年金からの引き落としの場合、引き落とし額への影響は10月からです。

被保険者均等割額の軽減を判定するための所得基準が拡大されます

軽減の割合	同一世帯の世帯主と被保険者の総所得金額の合計額	
	改正前	改正後
5割	33万円+(27万5千円×被保険者数)以下	33万円+(28万円×被保険者数)以下
2割	33万円+(50万円×被保険者数)以下	33万円+(51万円×被保険者数)以下

被用者保険の被扶養者であった方の被保険者均等割額の軽減が加入後2年を経過する月分までになります

後期高齢者医療に加入する前日に被用者保険(協会けんぽ、共済組合、船員保険等)の被扶養者であった方の被保険者均等割額の5割軽減が、『後期高齢者医療制度に加入後2年を経過する月分まで』となります。所得割額は引き続き賦課されません。なお、低所得による軽減基準に該当すれば、基準に応じた軽減が受けられます。

詳しい内容については、7月中旬に送付する後期高齢者医療被保険料額決定通知書に同封するリーフレットをご覧ください。

## 保険料額決定通知書兼納付通知書と 新しい保険証を発送します

保険料額決定通知書兼納付通知書は  
7月中旬に発送予定です

個人ごとの平成31年度保険料額・納付方法は、同封する保険料額決定通知書等でご確認ください。なお、納付方法は、次のいずれかの方法となります。

### 特別徴収(年金天引き)

原則として、年金の受給額が年額18万円以上の方で、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない方は年金から天引きされます。

### 普通徴収

特別徴収の対象とならない方は、納付書または口座振替により納付をお願いします。

新しい保険証は  
7月下旬に発送予定です

現在お使いの後期高齢者医療被保険者証の有効期限は、7月31日です。新しい保険証は7月下旬にお届けします。また、後期高齢者医療限度額適用認定証、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限も7月31日までです。現在認定証をお持ちの方で8月からも該当の方には、新しい認定証をお届けします。

